

東海旅客鉄道株式会社 I C カード乗車券運送約款の一部改正 (T O I C A 乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者の追加に伴う改正)

現行		改正	
別表第 5 (第 44 条) T O I C A 乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者		別表第 5 (第 44 条) T O I C A 乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者	
鉄道事業者	北海道旅客鉄道株式会社、伊豆箱根鉄道株式会社 (中略)、小田急電鉄株式会社、京王電鉄株式会社 (中略)、西武鉄道株式会社、東京急行電鉄株式会社 (中略)、あいの風とやま鉄道株式会社、福岡市交通局 (中略)、熊本電気鉄道株式会社	鉄道事業者	北海道旅客鉄道株式会社、 <u>函館市企業局</u> 、伊豆箱根鉄道株式会社 (中略)、小田急電鉄株式会社、 <u>株式会社横浜シーサイドライン</u> 、京王電鉄株式会社 (中略)、西武鉄道株式会社、 <u>多摩都市モノレール株式会社</u> 、東京急行電鉄株式会社 (中略)、あいの風とやま鉄道株式会社、 <u>I R いしかわ鉄道株式会社</u> 、福岡市交通局 (中略)、熊本電気鉄道株式会社
バス事業者	伊豆箱根バス株式会社 (中略)、あすか交通株式会社、山梨交通株式会社 (中略)、八風バス株式会社、西日本鉄道株式会社 (中略)、西鉄バス佐賀株式会社、 <u>本四海峡バス株式会社</u> 、西鉄バス久留米株式会社 (中略)、熊本都市バス株式会社	バス事業者	伊豆箱根バス株式会社 (中略)、あすか交通株式会社、 <u>西岬観光株式会社</u> 、山梨交通株式会社 (中略)、八風バス株式会社、 <u>本四海峡バス株式会社</u> 、 <u>神戸市交通局</u> 、 <u>神戸交通振興株式会社</u> 、西日本鉄道株式会社 (中略)、西鉄バス佐賀株式会社、西鉄バス久留米株式会社 (中略)、熊本都市バス株式会社

附則

この通達は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、函館市企業局に係る改正は平成 29 年 3 月 25 日から施行し、I R いしかわ鉄道株式会社に係る改正は平成 29 年 4 月 15 日から施行する。